

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年六月二十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジョイフルタウン岡山

所在地 岡山市下石井二丁目一〇番一〇二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 日本たばこ産業株式会社

住所 東京都港区虎ノ門二丁目二番一号

代表者の氏名 代表取締役 本田 勝彦

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社イトー ヨーカ堂 代表取締役 鈴木 敏文

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一番四号

(変更後)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 井坂 榮

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八番地八

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

平成十五年五月二十二日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

平成十六年五月二十七日

二 届出年月日

平成十六年六月二十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十六年六月二十五日から平成十六年十月二十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所